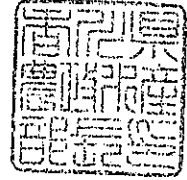




2畜産第47038号  
令和2年11月13日

県内家きん飼養者 様  
畜産関係機関・団体代表者 様

香川県農政水産部長



県内における4例目の高病原性鳥インフルエンザ発生を受けた  
飼養衛生管理基準の遵守、再徹底について

県内の養鶏場において、三豊市の1例目（11月5日）、東かがわ市の2例目（11月8日）、三豊市の3例目（11月11日）に続いて、短期間のうちに、三豊市で4例目（11月13日）の高病原性鳥インフルエンザが発生したことは、大変厳しい事態だと重く受け止めております。

県では、今年4月の家畜伝染病予防法の改正や、飼養衛生管理基準の強化に伴い、県内の全養鶏場や関係機関等に対し、本病ウイルスの侵入防止対策並びに飼養家きんの異常の早期発見・通報の徹底について注意喚起などを行ってまいりましたが、このたびの4例目の発生を受け、これ以上、高病原性鳥インフルエンザの発生が拡大しないよう、改めて飼養衛生管理基準を遵守し、再徹底することを重ねて要請いたします。

1例目から3例目にかけて発表されている疫学調査チームの現地調査報告を踏まえ、とりわけ下記事項に関しては、速やかに再点検し、対応するようお願いします。

記

<再点検事項>

- 1 早期発見、早期通報の再徹底
- 2 家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認や  
小型野生動物の侵入防止対策の実施及び  
人・車両の出入りの厳重管理
- 3 農場周辺の消石灰散布などの消毒や  
畜舎への出入りの際の手指消毒及び  
手袋・長靴等の交換の徹底